

別紙（乙）

簡易水道等施設整備費国庫補助金取扱要領

第1 通則

市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）が、簡易水道等施設整備を実施するため簡易水道等施設整備費補助金の交付を受けるにあたっての必要な手続は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、本要領によるものとする。

第2 簡易水道等施設整備費に関する定義

- (1) 「簡易水道」とは、101人以上5,000人以下を給水人口とする水道をいう。
- (2) 「飲料水供給施設」とは、50人以上（地下水汚染地域にあつてはこの限りではない。）100人以下を給水人口として、人の飲用に供する水を供給する施設をいう。
- (3) 「統合簡易水道」とは、既存の簡易水道の統合整備又は、既存の簡易水道及び飲料水供給施設を統合整備するため、基幹的施設その他の施設の整備を行い、当該施設の有機的一体化と事業経営の一元化が図られた単一の水道をいう。（統合と合わせて新たに未給水地区において設置する施設を含む。）
- (4) 「特定簡易水道事業」とは、事業経営者が同一であつて次のいずれかの要件を有する他の水道事業が存在する簡易水道事業をいう。
 - (ア) 会計が同一であるもの。
 - (イ) 水道施設が接続しているもの。
 - (ウ) 道路延長で、原則として10km未満に給水区域を有するもの。
- (5) 「特定飲料水供給施設」とは、当該施設の設置者と事業経営者が同一であつて次のいずれかの要件を有する他の水道事業が存在する飲料水供給施設をいう。
 - (ア) 会計が同一であるもの。
 - (イ) 水道施設が接続しているもの。
 - (ウ) 道路延長で、原則として10km未満に給水区域を有するもの。
- (6) 「特定経営状況事業」とは、給水原価が全簡易水道事業の平均の半分以上であつて、供給単価が全簡易水道事業の平均の半分以上かつ供給単価が給水原価の120%以下の簡易水道事業をいう。
- (7) 「特定市町村」とは、次のいずれかの要件を有する市町村をいう。
 - (ア) 平成19年度以降に市町村の合併を行うことを地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定に基づき総務大臣により告示された市町村
 - (イ) 平成21年度において地方自治法第252条の2の2若しくは市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第3条の規定により市町村の合併に関する協議を行う協議会が設置されていた市町村又は関係する市町村による市町村の合併に関する協議を行う任意の協議会等が設置されていた市町村
 - (ウ) 平成19年度以降に大規模な災害に被災し、既存の施設整備計画の変更を余儀なくされた市町村
 - (エ) 上記（ア）～（ウ）のほか、厚生労働大臣が特に必要と認めた市町村

- (8) 「離島簡易水道」とは、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島における簡易水道又は飲料水供給施設をいう。
- (9) 「地方生活基盤整備水道事業」とは、地域の生活様式の変化に対応可能な水量（第 4 付表②の加算水量を除く 1 人 1 日平均給水量が 200 ㍓を超えるもの）又は水圧（直結給水を行う場合の配水管最小動水圧が平常時 245 キロパスカルを超えるもの）を備えた簡易水道施設の整備を行う必要がある地域について、市町村が策定し、厚生労働大臣が適当と認めた地方生活基盤整備水道事業計画に基づき施行される事業をいう。ただし、飲料水供給施設及び原則として従前の計画給水人口 20%未満又は 100 人以下の区域拡張を行うための施設整備にあつてはこの限りでない。

第 3 国庫補助対象事業及び国庫補助対象施設

国庫補助の対象となる「簡易水道等」の国庫補助対象事業及び国庫補助対象施設は公衆衛生上必要があると認められる事業であつて、別表のとおりとする。

ただし、国庫補助対象事業に要する費用（全体工期に係る補助対象事業費）が 1,000 万円（放射線量の確認を行うための分析機器については 10 万円）に満たない事業を除く。

第3 国庫補助対象事業及び国庫補助対象施設
別表

1 区 分	2 国庫補助対象事業	3 国庫補助対象施設
水道未普及地域解消事業	<p>水道がまだ布設されていない地域について、市町村が策定し、厚生労働大臣が適当と認めた水道未普及地域解消計画に基づき施行される事業で、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>1. 市町村が、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する簡易水道事業又は飲料水供給施設を新設する事業 なお、当該事業における飲料水供給施設の整備は、給水人口10人以上100人以下とする。ただし、厚生労働大臣が認める地下水等汚染地域（以下、「地下水等汚染地域」という。）又は財政力指数0.30以下の市町村にあっては、この限りではない。 (1) 当該事業と会計が同一又は管理が一体である等経営実態が一体である事業が存在していないこと。 (2) 既存の水道と接続せず、橋で連絡されていない島又は既存の水道事業の給水区域から道路延長が原則として10km以上離れていること。 ただし、簡易水道施設を新設する事業で、給水人口が現在人口の2倍を超える場合にあってはその超える部分については補助対象事業とはしない。（独立行政法人都市再生機構等が行う宅地開発若しくは宅地建設又は独立行政法人住宅金融支援機構等の宅造融資を受けた者が行う宅地開発等により急激に人口が増加する場合には、この限りでない。）</p> <p>2. 簡易水道を布設し得る条件を備えたいくつかの地域の相互間の距離が、原則として200m以上（地下水等汚染地域又は財政力指数0.30以下の市町村にあっては、この限りでない。）の連絡管で連絡した5,000人を超える給水人口を有する単一の水道施設を新設する事業。ただし、同一行政区域内に既に市町村が経営する水道事業が存在する場合には当該水道事業が経営するものに限る。</p> <p>3. 次の(1)又は(2)のいずれかに該当するもの (1) 簡易水道又は飲料水供給施設を布設し得る条件を備えた地域（地下水等汚染地域又は財政力指数0.30以下の市町村にあっては、この限りでない。）において、既存の水道事業の給水区域から原則として200m以上離れた地域に、既存の水道事業の経営による水道施設の整備を行う事業 (2) (1)の地域又はその周辺で水源の確保が困難なため、同一行政区域内に存する水道事業から浄水を受けて行う水道のうち、水道事業の給水区域（飲料水供給施設にあっては現在供給されている区域）からの距離が、原則として200m以上（地下水等汚染地域又は財政力指数0.30以下の市町村及び離島簡易水道にあっては、この限りでない。）</p>	<p>1. 次に定める施設及び当該施設設置のために必要な最小限の用地及び補償費 (1) 井戸、集水埋きよ、貯水池、取水ポンプその他取水に必要な施設 (2) 導水管、送水管、その他導送水に必要な施設 (3) 浄水池、滅菌装置その他浄水に必要な施設 (4) 配水池、配水管その他配水に必要な施設 (5) 飲料水供給施設（簡易水道再編推進事業にあっては、飲料水供給施設を布設し得る条件を備えた未給水地区内を含む。）にあっては、(1)から(4)までに掲げるもののほか、給水に必要な施設であって屋外に新設する部分。ただし、次に掲げるものを除く。 ア 給水栓 イ 立上り管 (6) 放射線量の確認を行うための分析機器（シンチレーションサーベイメータ）</p> <p>2. 1に掲げる施設には次の施設を含まないものとする。 (1) 事務所及び倉庫（工事施工のための仮事務所及び仮設倉庫を除く。）並びに門、さく、へい、植樹その他当該簡易水道の維持管理に必要な施設 (2) 給水装置</p>

		<p>の連絡管で連絡して水道施設の整備を行う事業。 (当該事業における飲料水供給施設の整備は、給水人口 10 人以上 100 人以下とする。ただし、地下水等汚染地域又は財政力指数 0.30 以下の市町村にあつてはこの限りではない。)</p>	
簡易水道再編推進事業	給水区域内無水源	4. 既認可給水区域であつて、まだ水道が布設されていない地区(給水人口 101 人以上 5,000 人以下)に対し、現在給水されている区域から原則として 200m 以上の連絡管で連絡して水道施設の整備を行う事業	
	区域拡張	<p>5. 市町村が簡易水道事業又は飲料水供給施設の給水区域の拡張を行う事業(当該事業を行うために必要な基幹的施設の改良を行う事業(生活基盤近代化事業の対象となる施設整備に限る。)を含む。)</p> <p>なお、簡易水道施設については給水人口 10 人以上、飲料水供給施設については従前の給水人口の 20% 以上であること。ただし、地下水等汚染地域又は財政力指数 0.30 以下の市町村にあつては、この限りでない。</p>	
	統合簡易水道	<p>1. 市町村が、特定簡易水道事業に該当しない簡易水道事業の簡易水道施設又は特定飲料水供給施設に該当しない飲料水供給施設に係る統合簡易水道施設を整備する事業であつて、次の(1)から(3)のいずれかに該当するもの。</p> <p>(1) 市町村が策定する統合簡易水道施設整備計画に基づく、水道未普及地域解消事業(給水人口 50 人未満のものを除く。)及び生活基盤近代化事業の対象となる施設整備並びに基幹的施設の新設事業</p> <p>(2) 統合簡易水道施設の給水区域内において、水源が枯渇し、その周辺での水源の確保が著しく困難な場合において、当該水道事業以外の水道事業(原則として 200m 以上の距離を有すること。)から浄水を受けて統合簡易水道施設整備事業を行うことが最も経済的、合理的であつて厚生労働大臣が必要と認めた事業</p> <p>ただし、平成 29 年度以降は、平成 19 年度以降に水道事業の統合により上水道事業に含まれた簡易水道施設又は飲料水供給施設で他の水道施設から原則として 200m 以上の距離を有するものについて、次のア及びイのいずれにも該当する場合に実施する「同一水道事業内の離れた水道施設間の連絡管整備事業」であつて、厚生労働大臣が必要と認めた事業を含む。</p> <p>ア 水源が枯渇し、その周辺で水源の確保が著しく困難であるため、当該水道施設以外の水道施設から浄水を受ける連絡管の整備が最も経済的、合理的であること。</p> <p>イ 当該上水道事業の資本単価が全上水道事業の平均以上かつ当該施設の有収水量当たりの連絡管整備費用が平均以上であること。</p> <p>(3) 経営の一元化、管理の一体化等を図る場合の遠</p>	

<p>生活基盤近代化事業</p>	<p>簡易水道統合整備事業</p> <p>増補改良</p>	<p style="text-align: center;">隔監視システムの整備事業</p> <p>2. 市町村が、特定簡易水道事業に該当しない簡易水道事業の簡易水道施設又は特定飲料水供給施設に該当しない飲料水供給施設を統合整備する事業であって、次の(1)又は(2)に該当するもの。</p> <p>(1) 市町村が策定する「簡易水道統合整備計画」に基づき、上水道施設と簡易水道施設又は飲料水供給施設との統合整備を行うために必要となる水道未普及地域解消事業(給水人口 50 人未満のものを除く。)及び生活基盤近代化事業の対象となる施設整備並びに基幹的施設の新設事業</p> <p>(2) 経営の一元化、管理の一体化等を図る場合の遠隔監視システムの整備事業</p> <p>1. 市町村が、次の①から③のいずれかに該当する簡易水道施設又は飲料水供給施設の増補改良を行う事業で、次の(1)から(8)のいずれかに該当するもの。</p> <p>① 特定簡易水道事業に該当しない簡易水道事業(ただし、(1)に該当する事業においては特定経営状況事業に該当するものに限る。)に係る簡易水道施設(水道基盤強化計画等に基づく圏域における経営の一体化を実現することに伴い、特定簡易水道事業に該当することになる場合は、経営の一体化を実現した年度を含め 10 年間は特定簡易水道事業として扱わない。)</p> <p>② 特定飲料水供給施設に該当しない飲料水供給施設(水道基盤強化計画等に基づく圏域における経営の一体化を実現することに伴い、特定飲料水供給施設に該当することになる場合は、経営の一体化を実現した年度を含め 10 年間は特定飲料水供給施設として扱わない。)</p> <p>③ 平成 19 年度以降に水道事業の統合により上水道事業に含まれることとなった簡易水道施設又は飲料水供給施設のうち、他の水道施設から原則として 200m 以上の距離を有し、以下のいずれかに該当すること。</p> <p>ア. 当該上水道事業の資本単価が全上水道事業の平均以上かつ当該施設の有収水量当たりの増補改良事業費用が平均以上であるもの</p> <p>イ. 経営戦略を策定しており、次のいずれかに該当すること。</p> <p>(ア) 上水道事業に含まれることとなった簡易水道施設又は飲料水供給施設の給水人口比率の割合が 10%以上</p> <p>(イ) 有収水量 1 m³当たりの資本費が毎年度通知する平均以上若しくは有収水量 1 m³当たりの給水原価が毎年度通知する平均以上</p> <p>(1) 水源の枯渇又は使用水量の増加に係る事業であって、次のア及びイに該当するもの。</p> <p>ア 増補改良しようとするしゅん工後 10 年以上</p>	
------------------	-------------------------------	---	--

		<p>経過した簡易水道施設又は飲料水供給施設（以下「旧施設」という。）の計画水量が、水源の枯渇のため、当初の計画どおりには得られなくなったもの又は給水区域内の人口の増加、若しくは生活改善等に伴い使用水量が増加したため、当初の計画水量では一般の需要に応ずることができなくなったものであること。</p> <p>イ 旧施設における渇水期間中の1人1日当たりの最大給水可能量が150ℓ以下であること。</p> <p>(2) 旧施設の水質が「水質基準に関する省令」（平成15年厚生労働省令第101号）による水質基準に適合しなくなるおそれが生じたことに伴う施設整備事業</p> <p>(3) 鉛製管の更新を行う事業。</p> <p>(4) クリプトスポリジウム等病原性原虫対策としてのろ過施設（次のア及びイ又はウのいずれかに該当するものに限る。）、紫外線処理施設の整備又はろ過施設の整備に代替して開発する水源の整備事業</p> <p>ア 水源が表流水、伏流水、湧水又は浅井戸であること。</p> <p>イ 既設設備が塩素消毒のみの場合においては、原水中に、大腸菌、嫌気性芽胞菌、糞便性大腸菌群、糞便性連鎖球菌、クリプトスポリジウム若しくはジアルジアが検出されたことがあること又は取水施設の上流等に糞便処理施設（し尿処理施設、下水の処理施設又は家畜糞尿の処理・貯留施設）が存在すること。</p> <p>ウ 既設設備が緩速ろ過又は急速ろ過である場合においては、イに加え、浄水の濁度を0.1度以下に維持できない施設であること。</p> <p>(5) 有機フッ素化合物（PFOS又はPFOAに限る。）による汚染に対処するための活性炭処理施設等の整備又は活性炭処理施設等の整備に代替して開発する水源の整備事業</p> <p>(6) 基幹的な水道構造物の耐震化のための補強事業であって、かつ、次のア又はイのいずれかに該当し、ウからカのいずれにも該当するもの。</p> <p>ア 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第3条第1項の規定に基づく地震防災対策強化地域に指定されている地域又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第3条第1項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域における事業</p> <p>イ 地震による水道施設の被害の経験がある、又は、今後、特におそれのある地域における事業</p> <p>ウ 取水施設、導水施設、浄水施設、送配水施設及びこれらの施設と密接な関連を有する施設（管路は含まない。）及びこれらの施設内に存在する基幹的な水道構造物であり、施設の運営に必要な施設であること。</p>	
--	--	---	--

		<p>エ 地方公営企業法施行規則(昭和27年総理府令第73号)第14条に定める法定耐用年数以内の施設又は経過年数が、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産処分の制限期間(平成20年厚生労働省告示第384号)で定める年数以内の施設であること。</p> <p>オ 平成9年度以前に建築された施設であって、耐震診断により水道施設の技術的基準を定める省令(平成12年厚生省令第15号)に基づく施設基準を満たさないことが明らかであるもの。</p> <p>カ 耐震補強又は改築を行った基幹的な水道構造物については、供用期間内に発生する確率は低い、大きな強度を有する地震動(レベル2地震動)に対して、生じる被害が軽微で所期の機能を保持できる構造であること。</p> <p>(7) 緊急遮断弁又は非常用電源設備を設置する事業であって、次のア又はイのいずれかに該当するもの。</p> <p>ア 大規模地震対策特別措置法第3条第1項の規定に基づく地震防災対策強化地域に指定されている地域又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域における事業</p> <p>イ 地震による水道施設の被害の経験がある、又は、今後、特におそれのある地域における事業</p> <p>(8) 原子力発電所等核燃料を取扱う施設の周辺の水道事業者が事故時等に放射線量の確認を行うための分析機器の整備事業</p>	
	<p>基幹改良</p>	<p>2. 市町村が、次の①から③のいずれかに該当する簡易水道施設又は飲料水供給施設の基幹的施設について行う改良事業であって、老朽化その他やむを得ない事由により機能が低下した場合に行う(1)から(4)並びに(5)のいずれかに該当するもの。ただし、(1)から(3)は増補改良に該当する事業を除く。</p> <p>① 特定簡易水道事業に該当しない簡易水道事業(ただし、下記(1)から(4)の事業においては特定経営状況事業に該当するものに限る。)に係る簡易水道施設(水道基盤強化計画等に基づく圏域における経営の一体化を実現することに伴い、特定簡易水道事業に該当することになる場合は、経営の一体化を実現した年度を含め10年間は特定簡易水道事業として扱わない。)</p> <p>② 特定飲料水供給施設に該当しない離島振興対策実施地域における飲料水供給施設(水道基盤強化計画等に基づく圏域における経営の一体化を実現することに伴い、特定飲料水供給施設に該当することになる場合は、経営の一体化を実現した年度を含め10年間は特定飲料水供給施設として扱わない。)</p> <p>③ 平成19年度以降に水道事業の統合により上水</p>	

	<p>水量拡張</p>	<p>道事業に含まれることとなった簡易水道施設及び離島振興対策実施地域における飲料水供給施設のうち、他の水道施設から原則として 200m 以上の距離を有し、以下のいずれかに該当すること。</p> <p>ア. 当該上水道事業の資本単価が全上水道事業の平均以上かつ当該施設の有収水量当たりの基幹改良事業費用が平均以上であるもの</p> <p>イ. 経営戦略を策定しており、次のいずれかに該当すること</p> <p>(ア) 上水道事業に含まれることとなった簡易水道施設又は飲料水供給施設の給水人口比率の割合が 10%以上</p> <p>(イ) 有収水量 1 m³当たりの資本費が毎年度通知する平均以上若しくは有収水量 1 m³当たりの給水原価が毎年度通知する平均以上</p> <p>(1) しゅん工後原則として 40 年以上経過した構築物を廃止して新設するもの。</p> <p>(2) 設置後原則として 10 年以上経過した機械及び装置（関連する構築物を含む。）を廃止して新設するもの。</p> <p>(3) 布設後 20 年以上経過した管路を廃止して新設するもの。</p> <p>ただし、各施設ごとの管路の延長又は全管路延長の 20%以上（財政力指数が 0.30 以下の市町村の場合においては 10%以上、特定市町村の場合においては 15%以上とし、また、鑄鉄管及びコンクリート管の更新については、管路延長要件を適用しない。）の改良を行うものに限る。</p> <p>(4) しゅん工後 20 年以上経過した離島簡易水道のうち、海底送水管の布設替えを行う事業であって、厚生労働大臣が必要と認めたもの。</p> <p>(5) 地震対策として行う石綿セメント管を廃止して新設する事業であって、次のア又はイのいずれかに該当するもの。</p> <p>ア 大規模地震対策特別措置法(昭和 53 年法律第 73 号) 第 3 条第 1 項の規定に基づく地震防災対策強化地域に指定されている地域又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域における事業</p> <p>イ 地震による水道施設の被害の経験がある、又は、今後、特におそれのある地域における事業</p> <p>3. 市町村が、次の①から③のいずれかに該当する簡易水道施設又は飲料水供給施設の水量を拡張(拡張しようとする計画給水量が従前の計画給水量の 20%以上である場合。)する事業(当該事業を行うために必要となる基幹的施設の改良を行う事業(ただし、基幹改良の対象となる施設整備に限る。)含む。)</p> <p>① 特定簡易水道事業に該当しない簡易水道事業</p>	
--	-------------	--	--

		<p>(ただし、特定経営状況事業に該当するものに限る。)に係る簡易水道施設(水道基盤強化計画等に基づく圏域における経営の一体化を実現することに伴い、特定簡易水道事業に該当することになる場合は、経営の一体化を実現した年度を含め10年間は特定簡易水道事業として扱わない。)</p> <p>② 特定飲料水供給施設に該当しない飲料水供給施設(水道基盤強化計画等に基づく圏域における経営の一体化を実現することに伴い、特定飲料水供給施設に該当することになる場合は、経営の一体化を実現した年度を含め10年間は特定飲料水供給施設として扱わない。)</p> <p>③ 平成19年度以降に水道事業の統合により上水道事業に含まれることとなった簡易水道施設及び飲料水供給施設のうち、他の水道施設から原則として200m以上の距離を有し、以下のいずれかに該当すること。</p> <p>ア. 当該上水道事業の資本単価が全上水道事業の平均以上かつ当該施設の有収水量当たりの水量拡張事業費用が平均以上であるもの。</p> <p>イ. 経営戦略を策定しており、次のいずれかに該当すること</p> <p>(ア) 上水道事業に含まれることとなった簡易水道施設又は飲料水供給施設の給水人口比率の割合が10%以上</p> <p>(イ) 有収水量1m³当たりの資本費が毎年度通知する平均以上若しくは有収水量1m³当たりの給水原価が毎年度通知する平均以上</p>	
閉山炭坑水道施設		<p>石炭鉱業の整理等(鉱山の廃止、経営規模の縮小等)に伴い当該石炭鉱業の施設等に係る鉱業経営者(以下「鉱業経営者」という。)の設置した水道施設〔(社宅、鉱害補償地区に給水するため設置した専用水道又は飲料水を供給する施設(以下「旧施設」という。))〕又は鉱業経営者が消滅し、あるいは旧施設が鉱業経営者の管理外になったため、市町村がかかわって給水を行う場合において、当該市町村が旧施設を改良又は更新する事業。</p>	<p>水道未普及地域解消事業の3国庫補助対象施設欄の1の(6)の次に次の1項を加えて、当該欄を準用する。</p> <p>(7) 共同給水装置</p>

第4 事業計画の基準

簡易水道施設	飲料水供給施設	閉山炭鉱水道施設	離島簡易水道施設
<p>国庫補助の対象となる簡易水道等は、市町村（一部事務組合を含む。）の経営しようとするものに限り、かつ事業計画が次の各号に掲げる基準に該当するものに限るものとする。</p> <p>ただし、厚生労働大臣が適当と認めた地方生活基盤整備水道事業計画に基づき施行される事業については、当該計画を基準とする。</p> <p>(1) 布設対象区域（以下「給水区域」という。）は配水管布設計画のある地域であって、かつ、次のいずれかに該当する地区であること。</p> <p>ア 日常生活用水に起因する疫病が多発し、又は発生のおそれがある等、衛生状態の不良地区。</p> <p>イ 流水を日常生活用水にしている地区又は水質の不良な地区若しくは飲料水等の需給に著しく困却している地区。</p> <p>ウ 生活改善その他の理由により簡易水道等の布設が必要と認められる地区。</p> <p>(2) 給水区域は家屋のおおむね連たんだした地区にあつては、一つの区域として計画し、このような地区が二つ以上散在する場合においては個々に簡易水道を布設するよりも、これを合併施行することが経済的であると認められるときは、合併して計画すること。</p> <p>(3) 簡易水道等にあつては、次の方式により算定した普及率が原則として100%であること。ただし、区域の主として飲料水取得の状況から、100%普及が困難な場合は90%を限度として下げることができる。</p> <p>ア 普及率は計画年次（計画時点から10年後）における給水区域内の推定常住人口で計画年次の実給水見込人口を除いて算定すること。</p> <p>イ 人口の推定には過去少なくとも10年以上の実績（異常増減を除く。）及び計画給水区域の特殊性を勘案すること。</p> <p>(4) 給水量は、次の付表の「基準」によるものとする。ただし、次の場合にはそれぞれ次に掲げる水量（付表の加算水量）を加算することができる。</p> <p>ア 一般の加算水量 当該簡易水道の給水区域内の人</p>	<p>国庫補助の対象となる飲料水供給施設は市町村の経営しようとするものに限り、かつ、事業計画が次の各号に掲げる基準に該当するものに限るものとする。</p> <p>(1) 布設対象区域（以下「給水区域」という。）は、配水管布設計画のある地域であつて、かつ、次のいずれかに該当する地区であること。</p> <p>ア 「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」（昭和37年法律第88号）に定める「辺地」に該当する地区。</p> <p>イ 「辺地」に準ずる地区（「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行規則」（昭和37年自治省令第14号）第2条に規定する辺地地点数が90点以上である地区。）</p> <p>ウ 日常生活用水に起因する疾病が多発し、又は発生のおそれがある衛生状態の不良地区。</p> <p>エ 流水、天水を日常生活用水としている地区又は水質不良地区若しくは飲料水需給に著しく困却している地区。</p> <p>(2) 家屋のおおむね連たんだした地区は一つの給水区域として計画し分割しないこと。</p> <p>(3) 給水人口は当該年度の4月1日における給水区域内の現在人口とすること。</p> <p>(4) 給水量の基準は簡易水道施設の基準を準用するものとする。</p>	<p>国庫補助の対象となる閉山炭鉱水道施設整備事業の計画は次の各号に掲げる基準に該当するものに限るものとする。</p> <p>(1) 給水区域は、旧施設の給水範囲であること。ただし、旧施設の給水範囲外であつて近辺に新たな給水を要する地区がありこれを合併施行することが適当と認められるときは、あらかじめ厚生労働大臣の承認を得て給水区域とすることができること。</p> <p>(2) 給水人口は、計画給水区域の特殊性を勘案して算定した人口を基準として定めたものとする。</p> <p>(3) 給水量の基準は簡易水道施設の基準を準用するものとする。</p> <p>(4) 共同給水装置は旧施設の給水範囲内に設置する場合に限るものとし、給水人口を基準とする場合においては、25人に1個であり、給水戸数を基準とする場合においては5戸に1個の割合であること。</p> <p>(5) 閉山炭鉱水道施設を廃棄して水道施設を新設する場合は、次の各号に該当する場合に限るものとする。</p> <p>ア 閉山炭鉱水道施設の老朽が甚だしく、これを改良することが不効率とみなされるもの。</p> <p>イ 閉山炭鉱水道施設の資材、施工等が水道法第5条（施設基準）に規定する基準に比して著しく低位なるもの。</p> <p>ウ 閉山炭鉱水道施設の</p>	<p>簡易水道施設欄を準用する。</p>

<p>口密度が高く、生活水準が高い等のため特に多量の水を使用する要因がある場合。</p> <p>イ 学校、病院等の加算水量 当該簡易水道の給水区域内に学校、旅館、官公署、病院その他の施設があり、これらの施設において特に多量の水を使用する場合。</p> <p>ウ その他 厚生労働大臣が適当と認める加算水量</p>		<p>老朽化と併せて施設台帳、図面等の不備又は欠除等のため、あるいは閉山炭鉱水道施設を保持することが経営面からみて著しく不効率とみなされるもの。</p>
--	--	--

(付 表)

① 簡易水道等施設（地方生活基盤整備水道事業を除く。）

給水量の基準			
	1人1日平均給水量	1人1日最大給水量	1日平均給水量及び1日最大給水量
一 般	200 ℓ	250 ℓ	200 ℓ × 給水人口 250 ℓ × 給水人口
加算水量			
一 般	40	50	同 上
学 校	50	100	〃
旅 館	200	300	〃
官 公 署	80	120	〃
病 院	300	450	〃
そ の 他	厚生労働大臣が適当と認める水量		

② 地方生活基盤整備水道事業

給水量の基準			
	1人1日平均給水量	1人1日最大給水量	1日平均給水量及び1日最大給水量
一 般	250 ℓ	315 ℓ	250 ℓ × 給水人口 315 ℓ × 給水人口
加算水量			
一 般	50	60	同 上
学 校	60	125	〃
旅 館	250	375	〃
官 公 署	100	150	〃
病 院	375	560	〃
そ の 他	厚生労働大臣が適当と認める水量		

第5 補助申請の手続き

1 市町村は、補助金の交付を受けようとするときは、都道府県知事が定める日までに別紙様式（1）により申請書類を作成し、都道府県知事に提出し、都道府県知事は別紙様式（1）を審査し、とりまとめのうえ関係書類を添えてこれを厚生労働大臣に提出するものとする。

2 市町村は、補助金の交付の決定を受けた後において事情の変更により補助金の追加交付等を受けようとするときは、簡易水道等施設整備費国庫補助金変更交付申請書を別紙様式（1）により作成し、前項の提出方法に準じ厚生労働大臣に提出するものとする。

3 市町村は、1又は2の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

第6 補助金の概算払い

厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払いをすることができる。

第7 交付決定までの標準的期間

都道府県知事は、交付申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に厚生労働大臣に提出するものとし、厚生労働大臣は、交付申請書が到達した日から原則として2月以内に交付決定を行うものとする。

第8 事業計画の変更

市町村は、補助金の交付の決定を受けた補助対象事業の計画について、次の各号に掲げる事項を変更しようとするときは、別紙様式（1）により事業計画変更申請書を作成し、変更理由書を添付のうえ、これを厚生労働大臣に提出し、その承認（竣工期日の変更については指示）を受けるものとする。

(1) 給水区域

(2) 給水人口

(3) 給水量

(4) 構造物（貯水池、さく井、取水井、ポンプ室、沈殿池、ろ過池、薬品混和装置及び混和池、滅菌装置、配水池等の施設をいう。以下同じ。）について次に掲げる事項

ア 施行場所（100メートル以内の変更の場合を除く。）

イ 形状寸法及び材質（当該構造物の原計画能力に変更を生じない程度の変更の場合を除く。）

ウ 数量（当該構造物の設置数量をいう。）

(5) 管渠（構造物の附帯設備である管渠を除く。）にあつては、総延長の30%以上の増減が生じた場合

(6) 工事しゅん工期日（30日以上遅延する場合に限る。なお、工事が翌年度にしゅん工する場合は、本項による手続によらず第15（事業の繰越し）によりその手続をとること。ただし、翌年度に繰り越した事業は、やむを得ない事由のため当該年度内にしゅん工の見込のない場合、若しくは本項の事業計画（本号を除く。）の変更があつた場合に限る。）

(7) 事業に要する経費の配分変更であって、次の事項を変更しようとする場合

ア 本工事費、附帯工事費、用地費及び補償費、調査費、機械器具費、営繕費又は工事雑費のいずれかの額の30%を超える変更をしようとする場合

イ 本工事費、附帯工事費、用地費及び補償費、調査費、機械器具費、営繕費又は工事雑費から事務費へ流入する場合はいずれかの額の20%を超える変更をしようとする場合

第9 使用の制限

市町村は、交付を受けた補助金を国庫補助対象水道施設事業以外の費用に使用してはならない。

第10 事業実績報告書等の提出

1 補助金の交付を受けた市町村は、当該事業に関する事業実績報告書を別紙様式（2）により事業完了後1ヶ月以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに都道府県知事に提出しなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに別紙様式（5）による年度終了実績報告書を都道府県知事に提出するものとする。

2 事業実績報告書等の書類の様式は、別紙様式（2）によるものとする。

3 市町村は、第5の3のただし書きに定めるところにより交付の申請を行った場合において、1の実績報告書（年度終了実績報告を除く。）を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを補助金から減額して報告しなければならない。

4 市町村は、第5の3のただし書きに定めるところにより交付の申請を行った場合において、1の実績報告書（年度終了実績報告を除く。）を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合（仕入れに係る消費税等相当額が0円の場合を含む。）は、別紙様式（6）により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額があることが確定した場合には、当該仕入れに係る消費税等相当額を国庫に返還しなければならない。

5 厚生労働大臣は4の報告があった場合には、仕入れに係る消費税等相当額の返還を命ずる。

第11 補助金調書

市町村は、補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式（3）による簡易水道等施設整備費国庫補助金調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度終了後5年間保存しなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

第12 報告の徴収等

厚生労働大臣は、必要と認めるときは、補助金の交付を受けた市町村に対し、当該事業の工事の実施状況、経理の状況その他必要な事項について報告をさせ又は検査を行うことができる。

第13 中止又は廃止

1 市町村は、補助金の交付の決定を受けた後において当該補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、当該事業の中止又は廃止の理由その他必要な事項を記載した書面を都道府県知事を経由して、厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 1の書類の様式その他必要な事項に関しては、別紙様式（4）による。

第14 状況報告

市町村は、補助金の交付の決定を受けた後において、当該事業実施に伴い交付要綱により算定された補助対象事業費が減少し、これにより補助金の一部が不用となったときは、直ちに当該事業の補助対象事業費が減少するに至った理由その他必要な事項を記載した書面（別紙様式（4）による。）を都道府県知事を経由して、厚生労働大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

第15 事業の繰越し

1 国庫補助対象事業は、当該年度内に完了しなければならない。なお、当該事業着手後やむを得ない事由のため当該年度内に事業着手又はしゅん工の見込みのないものについては、事業計画変更（繰越し）申請書を作成し、都道府県知事を経由してこれを当該年度の2月20日までに厚生労働大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

2 1の申請書には、繰越ししなければならない理由を具体的に記載するものとし、かつ書類の様式その他必要な事項に関しては別紙様式（4）による。

第16 補助金の返還

厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

第17 取消し

厚生労働大臣は、補助金の交付を受けた市町村が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第8（事業計画の変更）及び第13（中止又は廃止）による承認を受けなかったとき。
- (2) 第9（使用の制限）及び第18（事業完了後においても従うべき条件）を遵守しなかったとき。
- (3) 第11（補助金調書）による調書を作成しておかなかったとき。
- (4) 第15（事業の繰越し）により指示を受けなかったとき。
- (5) 第19（財産処分）の2による納付をしなかったとき。

第18 事業完了後においても従うべき条件

市町村は、事業完了後においても、おのおのの目的に従い、善良なる管理者の注意をもって当該施設の適正なる維持管理をするとともに、その効率的運営を図らなければならない。

第19 財産処分

1 市町村は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに取得価格50万円以上の機械及び器具については、厚生労働大臣の定める期日まで厚生労働大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

2 厚生労働大臣の承認を受けて1の財産を処分することにより収入があったときは、その収入の

一部を国庫に納付させることがある。

第20 契約時の措置

工事契約締結の際は、「一括下請負の禁止」について条件を付すものとする。

第21 その他

特別の事情により第3、第5及び第10に定める算定方法、手続等によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別紙様式(1)
(国庫補助申請様式)

番
(元号) 年 月 日

厚生労働大臣 殿

市町村長

(元号) 年度簡易水道等施設整備費 (〇〇〇施設整備費)
国庫補助金の交付申請について

標記の補助金を次のとおり交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1. 国庫補助金申請額 金 円也
(内 消費税及び地方消費税相当額 円也)

2. 本事業の施行目的(理由)及び効果
(記載上の注意)
簡易水道等施設を整備するに至った経緯及び事業の実施によって期待される効果を記述すること。

3. 事業計画

- (1) 水道事業認可年月日及び番号
(2) 給水区域 郡市 町村 地区
(3) 計画給水人口及び1人1日最大給水量

区 分	計 画 給 水 人 口	1 人 1 日 最 大 給 水 量	1 日 最 大 給 水 量
一 般 住 民	人	ℓ	m ³
学 校			
旅 館			
官 公 署			
病 院			
そ の 他			
計			

注) 計画給水人口欄には、上段()書により給水区域内現在人口を記載すること。

(4) 全体事業計画の概要

4. 施工の方法

(記載上の注意)

事業の施行について、直営、請負の別を記載すること。直営及び請負を併合する場合は各々の事業の内容の概要を記述すること。(例: 請負施工、ただし、資材購入のみは直営とする。)

5. 工事着手年月日及びしゅん工年月日
着手 (元号) 年 月 日
しゅん工 (元号) 年 月 日

6. 事業費所要額調書 別紙(1)

7. 算定額明細書 別紙(2)

8. 財源調書 別紙(3)

9. 添付書類

(1) 歳入歳出予算書の写し

(2) 設計図面

図面はすべて実施設計とし、認可申請（届出）で使用したもの又は工事発注などの図面を使用することも妨げないものとし、作成にあたっては、次の注意事項に従って正確、明瞭な図面を作成すること。

ア. 一般平面図面（任意縮尺）

(ア) 給水区域を明示し、水源の位置、導送水路線、浄水場、配水池、配水管等の位置を記載すること。

(イ) 補助対象となる主要構造物の位置、形状、寸法及び管路の管種、管径、延長等を記載すること。

(ウ) 各施設は、それぞれ次によって色分けすること。ただし、構造物等において、全部が補助対象になるものにあつては、特に省略することができる。

当該年度補助対象事業・・・・・・・・・・・・・・赤色

当該年度単独事業・・・・・・・・・・・・・・緑色

次年度以降の事業・・・・・・・・・・・・・・黄色

前年度からの継続事業で実施済事業分及び既有施設・・・・・・・・黒色

イ. 主要構造物配置平面図（任意縮尺）

水源池、取水場、浄水場、配水池等の主要構造物の配置、周囲の地形、河川等の状況を示すとともに、主要な土木建築構造物の形状、寸法等の主要諸元を記入すること。（ただし、当該年度施工主要構造物に限る。）

(3) その他必要な参考資料

（記載上の注意）

追加交付（一部取消し）及び事業計画変更申請書の場合には、特に様式を定めるものを除き、変更部分についてのみ変更前を上段に（ ）書きで記載すること。

なお、図面等については、変更する部分についてのみ添付すること。

別紙（１）

6. 事業費所要額調書

(単位：円)

種 目	総事業費 a	収入額 b	単 独 事業費 d	差引額	算定額 f	国庫補助 基本額 g	国庫補助 所要額 h	仕入れに係 る消費税等 相当額 i	要 国 庫 補 助 金 j(h-i)
				(b - c 又は b - d のい れか少ない方の額) e					
工 事 費	変更前								
	変更後								
用地費及び補償費	変更前								
	変更後								
調 査 費	変更前								
	変更後								
事 務 費	変更前								
	変更後								
そ の 他	変更前								
	変更後								
合 計	変更前								
	変更後								

(記載上の注意)

- 「総事業費」欄には、本年度事業費（単独事業費を含む。）を記入すること。
- 「収入額」欄には、本事業に伴う収入額を記入すること。ただし、拡張等により既存施設の不用残材が生ずる場合は、評価委員会等により評価された額を記入すること。
- 「工事費」の欄には、「用地費及び補償費」及び「調査費」を除いた額を記入すること。
- 「単独事業費」欄のうち、種目「工事費」欄には、配分された経費の関係上、配水管、ポンプ等の施設の一部を補助対象事業から完全に分離して単独事業とした場合の経費を記入すること。
種目「その他」欄には本取扱要領第3に定める国庫補助対象事業以外の経費を記入すること。
- 「差引額」欄には、「総事業費」から「収入額」及び「単独事業費」のいずれか額の大きいものを差し引いた額を記入すること。
- 「算定額」欄には、種目別に別紙(2)の算定額により記入すること。
- 「国庫補助基本額」欄には、種目別に「差引額」又は「算定額」とを比較して、いずれか少ない額を記入すること。
- 「国庫補助所要額」欄には、「国庫補助基本額の合計」に交付要綱別表第1に定める補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、1,000円未満は切り捨てること。
- 「仕入れに係る消費税等相当額」欄には、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかな場合については、その額を記入すること。また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合には「該当なし」と、明らかでない場合には「未確定」と記入すること。
- 「要国庫補助金」欄には、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合については「国庫補助所要額」から「仕入れに係る消費税等相当額」を差し引いた額を記入すること。ただし、当該補助金にかかる仕入れに係る消費税等相当額がない場合及び明らかでない場合には「国庫補助所要額」を記入すること。

(算定額明細記載上の注意)

- 1 「全体事業計画内容」欄には、本事業の全体計画(補助対象事業及び単独事業の全てを含めた総事業計画)を記入すること。なお、算定に当たっては、実施設計額を計上すること。
- 2 「補助対象予定事業」欄には、上記全体事業より単独事業を除いた補助対象事業につき交付要綱に定める算定基準により算定された額を記入すること。
また、「共通仮設経費」、「現場管理費」、「一般管理費等」、「工事雑費」及び「事務費」等欄には、交付要綱別表2「算定方法」欄に定める算定方法により得た額の範囲内の額を記入すること。
- 3 「当該年度予定事業」欄には、当該年度において実施する事業を、補助対象事業分と単独事業分とに区分して記入すること。
 - (1)「補助対象事業」欄には、2項の「補助対象予定事業」の範囲内で当該年度に実施する補助対象事業とする。
 - (2)「単独事業」欄には、当該年度補助対象事業と併行して実施する単独事業(取扱要領第3に定める国庫補助対象事業以外の事業及び配分された補助金の関係上、例えば配水管、ポンプ等の施設の一部を補助対象事業より完全に分離して単独事業としたもの。)を記入すること。
- 4 「前年度迄実施済事業」、「翌年度以降予定事業」欄には、当該事業が2カ年以上にわたるものについてのみ実施済事業分及び残事業分を記入すること。従って、単年度にて工事完了するものは本欄の記入を要しない。

(放射線量の確認を行うための分析機器整備事業の場合)

- 1 施設名称
- 2 所在地
- 3 事業費内訳

品名	規格	単位	数量	単価	金額		備考
					補助対象事業費(円)	補助対象外事業費(円)	

別紙(3)

8. 財源調書

総事業費	財源内容						
	国庫補助金	都道府県補助金	起債額	特別会計	一般会計	地方負担金	その他
円	円	円	円	円	円	円	円

別紙様式(2)
(事業実績報告書様式)

番
(元号) 年 月 日

都道府県知事 殿

市町村長

(元号) 年度簡易水道等施設整備費(〇〇〇施設整備費)
国庫補助金の事業実績報告について

(元号) 年度に国庫補助金をうけた標記事業が完了したので、簡易水道等施設整備費国庫補助金取扱要領第10の規定に基づき、次のとおり事業実績報告する。

1. 国庫補助金精算額 金 円也
(内 消費税及び地方消費税相当額 円)

2. 工事期間
着工 (元号) 年 月 日
しゅん工 (元号) 年 月 日

3. 計画給水人口 人(給水区域内人口 人)

4. 国庫補助申請及び計画変更申請の手續状況

(1) 国庫補助申請	(元号)	年	月	日	第	号
交付決定	(元号)	年	月	日	第	号
(2) 計画変更申請	(元号)	年	月	日	第	号
承認	(元号)	年	月	日	第	号

5. 収支精算書 別紙(1)

6. 算定額明細書 別紙(2)

7. 調査費内訳書 別紙(3)

8. 事務費内訳 別紙(4)

9. 工事雑費内訳 別紙(5)

10. 財源調書 別紙(6)

11. 残存物件調書 別紙(7)

12. 添付書類

(1) 歳入歳出決算書(見込書)の写し

(2) 精算設計図面

補助申請書に添付した設計図面に準じて作成すること。ただし、交付申請時と全く同じ場合は除くことができる。

(3) 請負及び竣工検査調書 別紙(8)

(記載上の注意)

国庫補助事業を翌年度へ繰越した場合にあっては「(元号) 年度(元号) 年度への繰越分)簡易水道等施設整備費(〇〇〇〇施設整備費)国庫補助事業実績報告書」と記入すること。

事業実績報告書の記載にあたっては、申請時と精算時において変更のある場合は、特に様式を定めるものを除き、申請時の内容を上段に()書きで記載すること。

なお、別紙(1)において、申請時と精算時において変更のある場合は、変更のある部分のみ申請時を記載し、精算時は個々に記載すること。

別紙(1)

5. 収支精算書

(単位:円)

a 種 目		b 総 事 業 費	c 収 入 額	d 単 独 事 業 費	e 差 引 額 (b-c又はb-d のいずれか少 ない方の額)	f 算 定 額	g 国庫補助 基 本 額	h 国庫補助 所 要 額	i 仕入れに 係る消費 税等相当 額	j (h-i) 要 国 庫 補 助 額	k 国 庫 補 助 金 受 入 額 及 び 受 入 予 定 額	l (j-k) 差引国庫 補助金過 △不足金
工 事 費	申 請 時											
	精 算 時											
用 地 費 及 び 補 償 費	申 請 時											
	精 算 時											
調 査 費	申 請 時											
	精 算 時											
事 務 費	申 請 時											
	精 算 時											
そ の 他	申 請 時											
	精 算 時											
合 計	申 請 時											
	精 算 時											

(記載上の注意)

「種目」欄から「要国庫補助額」欄までの記入要額は、別紙様式(1)の別紙(1)の記入要額と同様である。

別紙(2)

6 算定額明細書(記載例)

全体事業計画内容										補助対象 予定事業		前年度迄実施済事業				当該年度事業				翌年度以降予定事業			
区分	種目	施設別	工種別	品 種	形 状 寸 法	数量	単位	金 額	数量	金 額	数量	金 額	数量	金 額	数量	金 額	数量	金 額	数量	金 額			
										円	円	円	円	円	円	円	円	円	円				
工事費	本工事費	水源施設	取水井	SRS	深さ m 600																		
			取水ポンプ室	RC造	長m×幅m×高m																		
			取水ポンプ設備	浅井戸用水中ポンプ	L/分																		
		導水施設	導水管	DIP	200																		
		浄水施設	浄水池	RC造	310m ³																		
			滅菌設備	圧力注入式	3,200V 0.1kW																		
		送水施設	送水ポンプ室	RC造	長m×幅m×高m																		
			送水ポンプ設備	送水用水中ポンプ	L/分																		
			送水管	DCIP	150																		
		配水施設	配水池	PC造	310m ³																		
			配水管	DCIP	100																		
			〃	HIVP	75																		
			消火栓	地下式単口	65																		
			直接工事費計																				
			諸経費	共通仮設費																			
	現場管理費																						
	一般管理費																						
		工事価格																					
		消費税相当額																					
		本工事計																					
	付帯工事費		取付道路			m																	
		諸経費	共通仮設費																				
			現場管理費																				
			一般管理費																				
		工事価格																					
	消費税相当額																						
	付帯工事計																						
工事雑費	工事雑費																						
	消費税相当額																						
	工事雑費計																						
用地費及び補償費	用地費				m ²																		
	補償費																						
	消費税相当額																						
	用地費・補償費計																						
調査費	地形測量等																						
	消費税相当額																						
	調査費計																						
機械器具費	機械器具費																						
	消費税相当額																						
	機械器具費計																						
営繕費	営繕費																						
	消費税相当額																						
	営繕費計																						
事務費	事務費																						
	消費税相当額																						
	事務費計																						
総合計(内 消費税相当額)																							

(記載上の注意)

本明細書の記入要領は、別紙様式(1)の別紙(2)における記入要領と同様であること。

(放射線量の確認を行うための分析機器整備事業の場合)

1. 施設名称
2. 所在地
3. 事業費内訳

品名	規格	単位	数量	単価	金額		備考
					補助対象事業費(円)	補助対象外事業費(円)	

別紙(3)

7. 調査費内訳(記載例)

施設別	工種別	形状寸法等	単位	精 算 時			備 考
				数量	単価	金額	
浄水施設	〇〇浄水場測量		m ²		円	円	
配水施設	配水管路実施設計	〇〇地区(DCIPφ 100mm)	m				
計							

別紙(4)

8. 事務費内訳

細 目	種 別	単 位	精 算 時			備 考
			数量	単価	金額	
				円	円	
計						

別紙(5)

9. 工事雑費内訳

細 目	種 別	単 位	精 算 時			備 考
			数量	単価	金額	
				円	円	
計						

別紙(6)

10. 財源調書

(単位:円)

総 事 業 費	財 源 内 訳						
	国庫補助金	都道府県補助金	起 債 額	特 別 会 計	一 般 会 計	地 方 負 担 金	そ の 他
円	円	円	円	円	円	円	円

別紙(7)

11. 残存物件調書

原 材 料		購入量	単 位	使用数量			残余材料(手持分を除く。)			評価額算定方法	備 考
品 物	形状寸法			購入分	手持分	計	数 量	評価額			
								単 価	金 額		
								円	円		

(記載上の注意)

1. 本表は、工事において残材を生じた場合に作成すること。
2. 工事を請負により施行した場合は作成する必要はない。資材を請負業者に支給する場合は記入すること。

別紙(8)

12. 請負及び竣工検査調書

請負工事名	施工箇所	形状寸法等	事業量	設計金額	請負金額	請負人氏名	契約年月日 着工年月日 竣工年月日	竣工検査		契約方式	備 考
								検査年月日	検査員 職・氏名		
第〇〇工区 水道管路布設工事	〇〇町 大字〇〇	配水管VP 50-500	〇〇〇m	円 (100,000 150,000)	円 (99,000 140,000)	(株)東京水道 厚生 太郎	(元号)年月日 (元号)年月日 (元号)年月日	(元号)年月日	水道課長 〇〇〇〇	一般競争 入 札	

(記載上の注意)

1. 請負契約書に基づき1契約ごとに記載する。
2. 請負契約に変更のあったときは、設計金額欄及び請負金額欄に当該年度の最後の設計金額及びこれに対する請負金額を下段に記し、当初の設計金額及びこれに対する請負金額を()書きで上段に記載すること。
3. 随意契約の場合は、備考欄にその事由を記載すること。
4. 形状寸法等の欄には、工種ごとの主要な設備、管路の概況について記載すること。

別紙(4)

8. 事務費内訳

細目	種別	単位	精算時			備考
			数量	単価	金額	
				円	円	
計						

別紙(5)

9. 工事雑費内訳

細目	種別	単位	精算時			備考
			数量	単価	金額	
				円	円	
計						

別紙(6)

10. 財源調書

(単位:円)

総事業費	財源内訳						
	国庫補助金	都道府県補助金	起債額	特別会計	一般会計	地方負担金	その他
円	円	円	円	円	円	円	円

別紙(7)

11. 残存物件調書

原 材 料		購入量	単 位	使用数量			残余材料(手持分を除く。)		評価額算定方法	備 考	
品 物	形状寸法			購入分	手持分	計	数 量	評価額			
								単 価			金 額
							円	円			

(記載上の注意)

1. 本表は、工事において残材を生じた場合に作成すること。
2. 工事を請負により施行した場合は作成する必要はない。資材を請負業者に支給する場合は記入すること。

別紙(8)

12. 請負及び竣工検査調書

請負工事名	施工箇所	形状寸法等	事業量	設計金額	請負金額	請負人氏名	契約年月日 着工年月日 竣工年月日	竣工検査		契約方式	備考
								検査年月日	検査員 職・氏名		
第〇〇工区 水道管路布設工事	〇〇町 大字〇〇	配水管VP 50-500	〇〇〇m	円 (100,000) 150,000	円 (99,000) 140,000	(株)東京水道 厚生 太郎	(元号)年月日 (元号)年月日 (元号)年月日	(元号)年月日	水道課長 〇〇〇〇	一般競争 入札	

(記載上の注意)

1. 請負契約書に基づき1契約ごとに記載する。
2. 請負契約に変更のあったときは、設計金額欄及び請負金額欄に当該年度の最後の設計金額及びこれに対する請負金額を()書きで上段に記載すること。
3. 随意契約の場合は、備考欄にその事由を記載すること。
4. 形状寸法等の欄には、工種ごとの主要な設備、管路の概況について記載すること。

簡易水道等施設整備費(〇〇〇〇)補助金調書

(元号) 年度

(地方公共団体)

国		地方公共団体											備考	
歳出予算科目	交付決定額の	補助率	歳入			歳出								
			科目	予算科目	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額	うち国庫補助金相当額		
	円				円		円	円	円	円	円	円	円	

- 「国」の「歳出予算科目」は、項目及び目(交付決定が目の細分において行われている場合は目の細分まで)を記載すること。
 なお、各省各庁の長が補助金等を補助要綱又は補助条件等によって補助事業等に要する経費の配分の変更について禁止し、又は各省各庁の長の承認を要するものと規定している場合においては他に流用することについて禁止し、又は承認を要するものとして配分された経費に対する補助金等の額の区分名を特掲し、その他の経費に対する補助金等の額については、一括して「その他」の区分名を用いて記載すること。
- 「地方公共団体」の「科目」は歳入においては、款、項、目、節を、歳出にあつては款、項、目、をそれぞれ記載すること。
 なお、歳出にあつては、前記1のなお書きより国の歳出予算科目欄において、補助事業等に要する経費の配分に応じて補助金等の額の区分名を記載する場合において、これに対応する経費の配分が目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目の内訳として記載すること。
- 「予算現額」は歳入にあつては、当初予算額追加更正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 「備考」は参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 補助事業費の地方公共団体の歳出予算額の繰越しが行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金額についての調書の作成は本様式に準ずること。この場合において地方公共団体の歳入の「科目」に「前年度繰越金」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下欄に国庫補助金額を内書き()をもって附記すること。

別紙様式(4)

(元号) 年度簡易水道等施設整備費 (〇〇〇〇) 国庫補助事業状況報告書

取扱要領第13の中止又は廃止及び第14の状況報告並びに第15事業の繰越の記載例

番 号 年 月 日

〇〇県〇〇郡〇〇市町村長 ㊤

(a) 国庫補助対象事業名					(b) 事業名						
〇〇村〇〇地区簡易水道新設事業					補助基本額	補助率	国庫補助額				
					円	1/3	円				
(c) 事業着手年月日	(d) 国庫補助指令済額	(e) 補助金受入調書			(f) 補助額繰越(不用)予定額						
(元号) 年月日	(イ) 円	受入済額	受入予定額	計	(イ) - (ロ) 円						
		円	円	(ロ) 円							
(g) 3月31日まで事業費支払確定予定額の算出基礎					(h) 事業費繰越(不用)予定額		(i) 事業しゅん工予定年月日				
(ハ) 事業費支出義務確定額			(ニ) 事業費支払予定額		(ホ) 3月31日まで事業費支払確定予定額(ハ)+(ニ)		(イ) - (ロ) 円		(元号) 年月日		
支出済額	支払義務額	計	円		円						
円	円	円	円		円		円		(元号) 年月日		
(j) 事業費支払確定予算額及び事業繰越予定額内訳											
補助対象事業内容							事業費支払確定予定額		事業費翌年度繰越予定額又は不用予定額		備考
種別	工種	品種	形状寸法	数量	単位	金額	数量	金額	数量	金額	
水源	さく井	鉄管	深 100m φ 10寸	1	本	円		円		円	
"	取水ポンプ室	ポンプ共	5 HP 木造平屋	2	坪						
浄水送水	減菌室 ポンプ井	減菌機共 鉄筋コンクリート造り	木造平屋 15㎡	1.5 1	" 井						
"	送水ポンプ室	ポンプ共	5 HP 木造平屋	2 3	合坪 坪						
"	"	電気設備		1	式						
配水	送水池 配水池	C. I. P 鉄筋コンクリート造り	φ 100% 100㎡	100 1	米 池						
"	配水管	C. I. P	φ 150	100	米						
"	"	"	φ 100	200							
"	"	"	φ 75	1,000							
"	"	鋼管	φ 50	1,000							
"	"	"	φ 25	500							
附帯雑費	小計										
	合計										
繰越又は不用となった理由											
その他参考事項		補助基本額算出方式									

- 注1. 補助金受入調書中受入予定額とは、3月31日まで事業費支払確定予定額に相当する補助額より、受入済額を控除した残額をいう。
 2. 事業費支払義務確定額(ハ)とは、補助対象事業が既に完成された分(法律上の給付行為)に対する事業費の支出済額及び支払義務額(現在までの支払義務確定額)をいう。
 3. 事業支払予定額(ニ)とは、補助対象事業の未完成部分について3月31日までに完成の見込みのある事業に要する費用をいう。
 4. 事業費支払確定予定額(ホ)とは、(ハ)欄計及び(ニ)の合計額をいう。
 5. 事業費繰越(不用)予定額(イ)とは、補助基本額より3月31日までの事業費支払予定額を減じた額である。
 6. 事業中止又は廃止したときは、「繰越不用となった理由」欄を「中止又は廃止となった理由」と読み替える。

別紙様式(5)

(年度終了実績報告書様式)

番 号
(元 号) 年 月 日

都 道 府 県 知 事 殿

市 町 村 長 印

(元号) 年度簡易水道等施設整備費(〇〇施設整備費)
国庫補助事業年度終了実績の報告について

(元号) 年 月 日 第 号をもって交付決定を受けた標記については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第14条後段の規定により、関係書類を添え別表のとおり報告する。

別 表

事業名	交付決定の内容			年度内遂行実績			翌年度繰越額		事業実施期間		摘要
	事業費	補助基本額	補助金額	事業費 支払実績 (見込)額	事業進捗率	補助 受入 金額	事業費	補助金額	着手年月	完了予定 年月	
	円	円	円	円	%	円	円	円			

別紙様式(6)

番 号
(元号) 年 月 日

厚生労働大臣 殿

地方公共団体の長 ㊟

(元号) 年度簡易水道等施設整備費国庫補助金仕入れに係る消費税等相当額報告書

(元号) 年 月 日 第 号により交付決定があった簡易水道等施設整備費(〇〇施設)国庫補助について、簡易水道等施設整備費国庫補助金取扱要領第10の4の規定に基づき、次のとおり報告する。

1. 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定又は事業実績報告額

金 円

2. 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額

金 円

3. 消費税及び地方交付税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額

金 円

4. 補助金返還相当額(3-2)

金 円

(注) 別添参考となる書類(金額の積算の内訳等)